

平成30年度座間市所管社会福祉法人指導監査結果の概要

○平成30年度指導監査の実施状況

法人名	実施日	監査の類型※	文書指摘の概要		口頭指摘 の件数
			指摘内容	改善状況	
慈湧会	H30. 5. 31	定期指導監査	業務執行理事を理事会で選定してください。	改善済	4
			経理規定に基づく適正な会計処理をしてください。 ・伝票に代わるレシートに勘定科目等を記載してください。また、 月毎の出納簿を責任者が承認した際に、承認したことが確認できる ようにしてください。	改善済	
高松児童福祉会	H30. 10. 30	定期指導監査	伝票に会計責任者として承認手続きを執ることになっているが、会計責任者の承認印が押されていませんでした。経理規定に従った事務処理を行ってください。	改善済	2
			法令に定める事項ののっとり、ホームページにて最新の定款及び役員報酬基準の公表をしてください。	改善済	
ざま泉水会	H30. 11. 21	定期指導監査	各評議員及び各役員の選任手続きにおいて欠格事由に該当するか確認をしてください。	改善済	2
			法令に定める事項ののっとり、インターネットを利用して最新の定款及び役員報酬基準の公表をしてください。	改善済	
			総勘定元帳と事業活動明細書の就労支援事業の計上を一致させてください。	改善済	
			国庫補助金等特別積立金明細書と事業活動計算書の計上を一致させてください。	改善済	
座間市社会福祉協議会	H31. 1. 16	定期指導監査	議事録を適正に作成してください。	改善中	3
			新規役員の選任関係書類を整備してください。	改善中	
			法令で定められた期間内に変更登記してください。	改善中	
			貸借対照表を法令に基づき適正に作成してください。 ・決算書と財務諸表開示システムの金額を一致させてください。 ・計上が誤ってマイナスになっている部分については修正してください。	改善中	
			法令ののっとり、インターネットを利用して最新の定款及び役員等	改善中	

法人名	実施日	監査の種類※	文書指摘の概要		口頭指摘 の件数	
			指摘内容			改善状況
			報酬基準を公表してください。			
			経理規定にのっとり月次報告を作成してください。			改善中

※所轄庁が行う社会福祉法人への指導監査は、一般指導監査と特別指導監査に区分されます。

○指導監査区分表

監査の種類	実施基準
一般指導監査	3箇年に1回。
特別指導監査	運営等に重大な問題を有する法人を対象として、随時実施。

(参考) 評価の区分

区分	指導基準の「観点」及び「評価の基準」に対する状態	報告の要否
A：文書指摘	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法に関する法令に違反している 指導監査に関する通知に抵触している（軽微なものを除く） 定款その他の法人の規則等に重大な違反又は不備があるもの 不適切な資産管理、累積赤字の増大などにより、法人の経営基盤に影響を及ぼすおそれがある 経理処理の誤りなどにより、金銭上の是正措置が必要である 過去の監査で継続的に指導しているにも関わらず、改善が見られない 神奈川県等との協議の結果、特に文書指摘とする必要が認められる その他法人の適正な運営に重大な影響を及ぼすおそれがある 	改善状況の報告を要する
B：口頭指摘	<ul style="list-style-type: none"> 文書指摘に該当しないが、改善すべき事項として、次回の監査において状況の確認を要する 	改善状況の報告を要しない
C：助言	<ul style="list-style-type: none"> 法人の担当者に対するヒアリング等で助言するが、講評における指摘事項としないもの 	改善状況の報告を要しない